

ESG ADVISOR EXAM

2026年9月版

ESGアドバイザー検定 (ベーシック) 想定問題集

解説つき 全問オリジナル作成

6

問収録

無料サンプル版
製品版は全300問

SKILL BASE CAMP

本書は非公式の学習教材です。試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。
公的機関の公表資料および一般に公開された情報のみに基づき、著者が独自に作成しています。

本書について

本書は、ESGアドバイザー検定（ベーシック）の想定問題集（全300問）の無料サンプル版です。製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、6問を抜粋しています。

対象	ESGアドバイザー検定（ベーシック）の受験者。資格ランクはベーシック・スタンダード・アドバンスの3段階が示されていますが、実施されているのはベーシックのみで、スタンダード・アドバンスの開始時期は公表されていません。本書はベーシックのみを対象としています
----	--

出題形式	四肢択一式（本試験はCBT形式・試験時間90分・計75問）
------	-------------------------------

収録数	6問（各章の問題のあとに解答・解説）
-----	--------------------

準拠	ESGアドバイザー検定（ベーシック）の公式ページ・案内フライヤーが示す試験概要・対象領域（シラバス）。2026年9月時点で公開されている資料に基づいています
----	--

本試験の形式と時間配分

本試験はCBT形式による常時開催で、試験時間は90分、設問数は計75問（基礎15問、環境・社会・企業統治 各20問）です。四肢択一式で、合格基準は正答率70%以上です。単純計算で1問あたり72秒程度になります。本書も同じ四肢択一式で構成しています。

科目と配点

本試験の科目別の出題数は、基礎15問・環境20問・社会20問・企業統治（ガバナンス）20問（計75問）の比率で公表されています。本書はこの比率に合わせ、全

300問を基礎60問・環境80問・社会80問・ガバナンス80問に配分しています。なお、科目の下にある中項目ごとの出題数・配点は公表されていません。本書内での中項目間の配分は、収録数を確保するための独自の設計であり、本試験の配分を示すものではありません。

解き方の目安

設問には、状況を読ませて対応を選ばせる事例問題（架空の会社の状況を想定したもの）と、表から数値を読み取って計算する計算問題を含めています。計算に使う数値のうち、公開資料に具体的な値が示されていないもの（GHG排出原単位など）は、設問文中に「仮の値」として明記して与えています。実際の値は各設問の出典資料をご確認ください。

収録内容

サンプル問題

6問 6

本書のご利用にあたって

本書をお読みになる前に、以下の事項をご確認ください。ご購入・ご利用をもって、これらに同意いただいたものとみなします。

- 1. 本書は非公式の学習教材です。** ESGアドバイザー検定（ベーシック）を実施する機関（一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会〔SP2〕）の公認・監修・推奨を受けたものではなく、同機関および関係する事業者と 本書の著者との間に、資本関係・提携関係・その他一切の関係はありません。
- 2. 本書はベーシックのみを対象としています。** 資格ランクはベーシック・スタンダード・アドバンスの3段階が示されていますが、実施されているのはベーシックのみで、スタンダード・アドバンスの開始時期は公表されていません。上位ランクの内容は本書に含みません。
- 3. 本書の問題・解説は、すべて著者が独自に作成したものです。** 試験問題を再現・引用したものではありません。また、公式テキスト、講座資料、他社の教材から文章を転載した箇所也没有。作成にあたっては、官公庁等が公表している資料、法令、各種基準など、一般に公開されている情報のみを参照しています。
- 4. 本書は試験に出題される内容を予測・保証するものではありません。** 収録した問題は、公開されている出題範囲をもとに著者が独自に構成した想定問題であり、実際の出題との一致を意図したものでも、保証するものでもありません。本書を学習しても合格を保証するものではありません。
- 5. 内容は制作時点の情報に基づきます。** ESGに関する制度・基準・法令は改正が続いています。本書は2026年9月時点で公開されている資料（コーポレートガバナンス・コードの2026年7月改訂版を含む）に基づいて作成していますが、本試験の問題がどの時点の法令・基準・ガイドラインに基づいて作成されるかは公表されていません。本書の記述が最新の状況と異なる場合がありますので、実際の受験および実務にあたっては、必ず官公庁等が公表する一次情報をご確認ください。

6. **内容の正確性について。** 著者は内容の正確性に努めていますが、誤りがないことを保証するものではありません。本書の利用によって生じたいかなる損害についても、著者は責任を負いかねます。
7. **複製・再配布の禁止。** 本書は購入者ご本人が学習に利用する目的で提供されています。全部または一部を問わず、複製、転載、譲渡、貸与、公衆送信（インターネット上での共有・アップロードを含む）、翻案することを禁じます。
8. **商標について。** 本文中に記載される試験名、団体名、製品名、サービス名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。これらの表示は、当該商品・サービスを説明する 目的で用いているものであり、権利者による本書の承認を示すものではありません。

サンプル問題

製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、全収録問題から抜粋しています。表を読み取る計算問題・事例問題も含めています。

問 1

ESGの基礎知識

ESG投資に期待されていること

GPIFの説明に照らし、ESG投資に期待されていることとして、最も適切なものはどれか。

- A 環境・社会・ガバナンスの視点を投資判断に組み込むことで、短期的な株価の上昇を確実に得ること
- B ESGの要素で財務情報を置き換えることで、財務分析を省き、運用にかかるコストを抑えること
- C 運用収益よりも社会貢献を優先し、リターンが下がっても環境問題や社会問題の解決に資金を回すこと
- D 環境・社会・ガバナンスの視点を投資判断に組み込むことで、長期的なリスク調整後のリターンを改善すること

問 2

環境

中堅企業が開示を始めるとき

非上場の中堅製造業であるA社は、主要な取引先である大企業から、サプライチェーン全体の排出削減の一環として温室効果ガス（GHG）排出量の開示を求められた。A社はTCFD提言に沿った開示に初めて取り組む。TCFDガイダンス3.0の考え方に照らして、A社の進め方として最も適切なものはどれか。

- A まず1.5℃シナリオを用いた定量的な財務影響の試算を完成させ、その結果が得られた段階で、ガバナンスとリスクマネジメントの開示に着手する。
- B まず既存のガバナンスとリスクマネジメントの体制に気候変動の検討を加えて開示し、並行して燃料や電力の使用量をもとに自社のScope1・Scope2排出量を算定する。
- C 開示は4つのテーマの推奨開示11項目がすべてそろってから行うべきなので、それまでは取引先への回答を含めて開示を見合わせる。
- D Scope3の15カテゴリーをすべて算定し終えるまでは、Scope1・Scope2排出量を算定・開示する段階には進まない。

問 3

環境

Scope1 排出量の計算

製造業のA社（輸送事業者ではない）の年間の活動量は次の表のとおりである。本ガイドラインの考え方に従ったとき、A社の Scope1 排出量として正しいものはどれか。排出原単位は計算用の仮の値である。

A社の年間の活動量と排出原単位（排出原単位は仮の値）

活動	活動量	排出原単位
自社工場のボイラーでの都市ガスの使用	20,000 m ³	2.0 kg-CO ₂ /m ³
営業活動に使う自社所有の自家用乗用車での軽油の使用	5,000 L	2.6 kg-CO ₂ /L
電力会社から購入した電気の使用	200,000 kWh	0.4 kg-CO ₂ /kWh

- A 40 t-CO₂
- B 53 t-CO₂
- C 120 t-CO₂
- D 133 t-CO₂

問 4

社会

待遇差の説明を求められたとき

A社でパートタイムの有期雇用契約により働くB氏は、同じ部署の正社員との間にある手当の違いについて、その理由を説明するよう人事部に求めた。A社の対応として、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）に照らして最も適切なものはどれか。

- A 正社員との待遇の相違の内容と理由、および待遇を決めるにあたって考慮した事項を、B氏に説明する。
- B 待遇差の説明は正社員との均衡を考慮するよう努める義務にとどまるため、求めに応じるかどうかはA社が判断してよい。
- C 説明を求めたことを理由に次回の契約更新を見送るのは、有期契約が期間満了で終わるだけなので、同法上の問題は生じない。
- D 待遇差の理由は労働組合との団体交渉で扱う事項であるため、個々の労働者から求めがあっても説明する義務はない。

問 5

ガバナンス

コンプライ・オア・エクスプレイン

CGコードが採用する「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- A 各原則は法的拘束力を有する規範ではなく、会社の個別事情に照らして実施が適切でない原則は、実施しない理由を十分に説明することで実施しないことが考えられる。
- B 各原則は法的拘束力を有する規範であり、実施しない原則がある場合は、その理由の説明に加えて実施に向けた期限付きの計画を示すことが求められる。
- C エクスプレインを選択する場合でも、他社と比較しやすいよう、定型的な「ひな型」に沿った簡潔な説明にとどめることが望ましいとされている。
- D 株主などのステークホルダーは、会社が一部の原則を実施していない事実をもって、実効的なガバナンスが実現されていないと評価することが求められる。

問 6

ガバナンス

不正リスク要因の分類（事例）

E社では、創業者である社長が長年にわたり経営を一人で取り仕切っている。取締役会は社長の提案を追認するだけで、社長の判断に歯止めをかける統制は働いていない。監査における不正リスク対応基準（企業会計審議会）の付録1「不正リスク要因の例示」に照らすと、E社のこの状況はどの区分の不正リスク要因に当たるか。最も適切なものはどれか。

- A 動機・プレッシャー
- B 姿勢・正当化
- C 機会
- D 付録1の不正リスク要因ではなく、付録2の「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」

解答・解説

問 1 正解 D ESGの基礎知識 ESG投資に期待されていること

GPIFは、環境問題・社会問題・企業統治の問題による負の影響が経済社会の持続可能性を毀損しうるという認識の下で、ESG投資は **環境、社会、コーポレート・ガバナンスの視点を投資判断に組み込むことにより、長期的なリスク調整後のリターンを改善すること** が期待されていると説明している。ポイントは「長期的」と「リスク調整後」の2点である。したがって **D** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。期待されているのは長期的なリスク調整後のリターンの改善であり、短期的な株価上昇を確実に得ることではない。B は誤り。ESG投資は財務情報に加えて非財務情報であるESGの要素を考慮するもので、財務情報を置き換えるものではない。C は誤り。GPIFは、環境問題や社会問題が資本市場に与える負の影響を減らすことを、投資リターンを持続的に追求するうえで不可欠と位置づけており、収益より社会貢献を優先するとはしていない。

出典 GPIF「ESG投資」ページ「ESG投資とは」「なぜGPIFがESG投資をするのか」

問 2 正解 B 環境 中堅企業が開示を始めるとき

ガイダンスは、中堅・中小企業にすべての項目への即時対応を求めるのは難しいとし、**可能なものから段階的に開示を充実させることを勧めている**。ガバナンスとリスクマネジメントは既存の体制に気候変動関連の検討を加えるもので、初期段階の開示が比較的容易とされる。あわせて、大企業のサプライチェーン排出削減の取組の一環として排出量の開示を求められることがあるため、**燃料や電力消費量等をもとに Scope1・Scope2排出量を算定することが望ましい**としている。したがって **B** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。順序が逆である。ガイダンスは、開示できるガバナンスやリスクマネジメントから始め、戦略や指標と目標は時間をかけて開示するロードマップを例示している。C は誤り。ガイダンスは、開示は初めから完璧である必要はなく、まず取り組んで段階的に磨いていくことが重要だとしている。D は誤り。中堅・中小企業にはまず自社の Scope1・Scope2排出量の算定が勧められており、Scope3の全カテゴリーの算定を前提条件にはしていない。

出典 TCFDガイダンス3.0（TCFDコンソーシアム、2022年10月）第2章 8 中堅・中小企業におけるTCFD提言への対応の進め方について（p.36）、第3章 2 まず開示に取り組むことの重要性（p.37）

問 3 正解 B 環境 Scope1 排出量の計算

Scope1 は自社での燃料の使用などによる **直接排出** である。本ガイドラインでは、輸送事業者以外の事業者が所有する自家用乗用車の使用による排出も、自社の活動に伴う排出として **Scope1 に含まれる**（算定・報告・公表制度では対象外だが、サプライチェーン排出量の算定では対象になる）。購入した電気の使用は Scope2 である。

Scope1 の計算

活動	計算	排出量
都市ガス	$20,000 \times 2.0 = 40,000 \text{ kg-CO}_2$	40 t-CO ₂
自家用乗用車の軽油	$5,000 \times 2.6 = 13,000 \text{ kg-CO}_2$	13 t-CO ₂
合計	$40 + 13$	53 t-CO ₂

したがって **B** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。自社所有の自家用乗用車の排出を算定・報告・公表制度と同じく対象外とし、都市ガスだけを計上した値である。C は誤り。都市ガス（40 t）と購入電力（ $200,000 \times 0.4 = 80,000 \text{ kg} = 80 \text{ t}$ ）を合計した値で、Scope2 である購入電力を Scope1 に入れ、自家用乗用車を落としている。D は誤り。3つの活動をすべて合計した値で、Scope1 と Scope2 を区別していない。

出典 サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.8）第1部 5.4、第2部 1.1.1・1.2.1

問 4 正解 A 社会 待遇差の説明を求められたとき

パートタイム・有期雇用労働法第14条第2項は、短時間・有期雇用労働者から求めがあったとき、事業主は**通常の労働者との待遇の相違の内容及び理由と**、待遇の決定にあたって**考慮した事項**を説明しなければならないとしている。したがって A が正しい。

他の選択肢 B は誤り。第14条第2項の説明は「しなければならない」と定められた義務であり、努力義務ではない。C は誤り。第14条第3項は、説明を求めたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いを禁じている。説明の求めを理由に更新を見送ることはこれに当たりうる。D は誤り。第14条第2項は、個々の短時間・有期雇用労働者からの求めに対する事業主の説明義務を定めている。

出典 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 第14条第2項・第3項

問 5 正解 A ガバナンス コンプライ・オア・エクスプレイン

CGコードは「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない理由を説明する）の手法を採り、各原則は**法的拘束力を有する規範ではない**と明記している。会社の個別事情に照らして実施が適切でないと考える原則は、**実施しない理由を十分に説明する**ことで実施しないことが考えられ、状況によってはエクスプレインを積極的に選ぶべき場合もあるとする。したがって A が正しい。

他の選択肢 B は誤り。各原則は法的拘束力を有する規範ではないとされており、期限つきの実施計画を求める記載もない。C は誤り。コードは、「ひな型」的な表現で表層的な説明に終始することは趣旨に反するとし、株主等の理解が得られるよう工夫した「丁寧なエクスプレイン」を求めている。D は誤り。コードは、一部を実施していないことのみをもって実効的なガバナンスが実現されていないと機械的に評価することは適切ではないとし、ステークホルダー側にも「丁寧なエクスプレイン」を歓迎すべきであるとしている。

出典 コーポレートガバナンス・コード（2026年7月21日）「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」5・7

問 6 正解 C ガバナンス 不正リスク要因の分類（事例）

付録1は典型的な不正リスク要因を「**動機・プレッシャー**」「**機会**」「**姿勢・正当化**」の三つに分けて例示している。「**機会**」の中には、経営者の監視が有効でなくなっている状況の例として、**経営が一人又は少数の者により支配され統制がない**ことが挙げられている。E社の状況はこれに当たる。したがって **C** が正しい。

他の選択肢 **A** は誤り。動機・プレッシャーは、財務的な安定性や収益性が脅かされていることや、経営者が第三者の期待に応えるための過大なプレッシャーを受けていることなどの区分である。**B** は誤り。姿勢・正当化には、経営者が経営理念や企業倫理の伝達・実践を効果的に行っていないことや、監査人との緊張関係などが挙げられており、統制の欠如そのものはこの区分ではない。**D** は誤り。付録2は、監査の実施過程で識別される、証拠の偽造や通例でない取引などの状況を例示したものであり、経営の支配と統制の欠如は付録1の「**機会**」に例示されている。

出典 監査における不正リスク対応基準（企業会計審議会、平成25年3月26日）付録1 1・2(2)・3、付録2

本章の出典

- 環境省「持続可能性を巡る課題を考慮した投資に関する検討会（ESG検討会）」ページ（2026年9月取得）
- 環境省 審議会参考資料1「責任投資原則（PRI: Principles for Responsible Investment）」
- 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）「ESG投資」ページ（2026年9月取得）
- 国連広報センター「持続可能な開発目標」ページ（2026年9月取得）
- 環境省 脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」（2026年9月取得）
- 経済産業省「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0」（2022年8月）
- TCFDコンソーシアム「気候関連財務情報開示に関するガイダンス3.0（TCFDガイダンス3.0）」（2022年10月）
- 環境省「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」ページ（2026年9月閲覧）
- 経済産業省 資源エネルギー庁「今さら聞けない『パリ協定』～何が決まったのか？私たちは何をすべきか？～」（2017年8月）
- 環境省・経済産業省「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.8）」（2026年3月）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）e-Gov法令検索 2026年9月取得
- 労働契約法（平成19年法律第128号）e-Gov法令検索 2026年9月取得
- 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）e-Gov法令検索 2026年9月取得
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）e-Gov法令検索 2026年9月取得
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）e-Gov法令検索 2026年9月取得
- 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（2026年7月21日）
- 会社法（平成17年法律第86号、e-Gov法令検索 2026年9月閲覧）
- 会社法（平成17年法律第86号）e-Gov法令検索（2026年9月取得）
- 消費者庁「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（令和3年10月）
- 企業会計審議会「監査における不正リスク対応基準」（平成25年3月26日）
- 内部監査人協会（IIA）「IIAの3ラインモデル 3つのディフェンスラインの改訂」日本語版（2020年7月）

いずれも公的機関等が公表している資料です。制度は改正されるため、受験にあたっては必ず最新版をご確認ください。

ESGアドバイザー検定（ベーシック） 想定問題集

2026年9月版（第1.2版・2026年10月14日改訂）

発行：Skill Base Camp <https://skillbasecamp.com>

本書は非公式の学習教材であり、試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。

内容は公開情報に基づき著者が独自に作成しています。制作時点の情報に基づくため、制度の最新の状況は一次情報をご確認ください。

文中に記載される試験名・団体名・製品名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。